



令和6年12月20日

市民除雪活動支援 ～ 新たに1団体と除雪アダプト制度の協定を締結 ～

この度、『清水町町会』と福島市除雪アダプト制度の協定を締結します。
今後も除雪アダプト制度について理解が広がるよう、情報発信を続け、市民との共創による除雪体制を構築していきます。

記

1. 団体名

清水町町会 代表者 丹治 宗夫 活動参加人員 8名

2. 協定内容

【協定締結年月日】

令和6年12月24日（火） 午前11時15分～

【除雪範囲】

市道 南町・浅川線 外3路線

蓬萊小学校通学路及び生活道路 L=2, 460m

【市の支援内容】

傷害保険・損害賠償保険の加入、燃料の支給、反射チョッキ・防寒手袋の支給

3. その他

【除雪アダプト制度とは】

地域であらかじめ除雪区間を設定した歩道などの除雪活動をサポートする制度

【協定締結団体】

① 東部地区 1団体

② 清水地区 2団体

③ 信陵地区 1団体

※5団体目の協定締結となります（令和6年度 2団体目）

担当：道路保全課 施設保全係
課長 野地 係長 助川
電話 024-525-3754（直通）

市民除雪活動支援

【新たな協定締結団体】 蓬萊地区

【団体名】

しみずまち ちょうかい
清水町町会 代表者 たんじ むねお
丹治 宗夫
活動参加人員 8名

【協定締結年月日】

令和6年12月24日（火）午前11時15分～

【除雪区間】

市道 南町・浅川線 外3路線
蓬萊小学校通学路及び生活道路
L = 2, 460m

※協定締結団体

令和4年度	東部地区	1団体
令和5年度	清水地区	1団体
	信陵地区	1団体
令和6年度	清水地区	1団体
	蓬萊地区	1団体

【除雪アダプト制度】

地域であらかじめ除雪区間を設定した歩道などの除雪活動をサポートする制度

【対象区域】

市道や通学路（歩道を含む）など

【対象団体】

町内会、PTA、除雪ボランティア団体など

【支援内容】

- ①除雪活動に対する傷害保険、賠償責任保険の加入
- ②小型除雪機械に使用する燃料の支給
- ③反射チョッキ、防寒手袋などの支給
- ④除雪用具の貸出し 等



反射チョッキ、防寒手袋の支給



燃料の支給

市民除雪活動支援

【活動路線・区域図】

- | | | |
|---------------------------|------------|------|
| ①市道 南町・浅川線 | L = 900m | 西側歩道 |
| ②市道 清水町・浅川線
(蓬萊小学校通学路) | L = 650m | 南側歩道 |
| ③市道 東窪・東壇線、
市道 広窪2号線 | L = 650m | 生活道路 |
| ④市道 東窪・東壇線 | L = 260m | 生活道路 |
| 合計 | L = 2,460m | |

- ・ 4台の小型除雪機械にて4路線の除雪を実施
- ・ 町会全体としての取組みとなります

